

平成26年度9月補正予算に対する要望書

平成26年8月26日

栃木県知事 福田 富一様

とちぎ自民党議員会

我が国の経済は、政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、明るさを取り戻しつつあるが、政府は、こうした動きを確実なものとするため、『「日本再興戦略」改訂2014』を閣議決定し、「まち・ひと・しごと創生本部」の下、アベノミクス効果の地方への波及や人口減少、超高齢社会の克服を目指した総合的な政策を推進することとしており、今後示される具体的な施策に対し、本県としても積極的に対応すべきである。

一方、平成26年度の県政は、「平成26年度県政経営基本方針」に基づき国の成長戦略等への対応や経済再生と財政健全化の両立等県政の重要課題への対応とともに、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」が4年目を迎え、プランに掲げた各種施策の着実な推進を図ることとしている。

こうした中、本県では、6月の局地的な豪雨により道路の冠水被害等が生じ、また、8月には竜巻等による住宅の一部損壊や農業用生産施設等に被害が生じるなど、毎年のように繰り返される自然の猛威を前に、引き続き災害に強い県土づくりを県政の重要課題と位置づけ、積極的に取り組む必要がある。

そのため、県は平成26年度9月補正予算の編成に当たっては、安全・安心な県民生活の確保をはじめ、県民に身近な社会資本の整備等、喫緊の課題に的確に対応し、県民生活の安定と充実を図るための必要な措置を講じるべきである。このような状況に鑑み、別紙のとおり要望書を取りまとめたので、検討の上それぞれの措置を取られるよう強く要望する。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 安全・安心な県民生活の確保について

(1) 災害に強い地域づくりについて

近年のゲリラ豪雨や記録的大雨等を踏まえ、県民誰もが安全に、そして快適に生活できるよう、県民のニーズも踏まえながら、これまで以上に、県民の安全・安心の確保や日常の利便性向上を目指し、県民の豊かな暮らしや活力ある経済活動に不可欠な社会資本について、災害への対応力の強化を図るとともに計画的な整備、適切な維持管理を図ること。

(重点事業)

○幼稚園耐震化事業費	780,490
○社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	838,050
○防災拠点施設再生可能エネルギー等導入推進事業費	219,066
○緊急防災・減災対策事業費	1,000,000
	(政調上乗せ 1,000,000)
ゼロ県債	《政調上乗せ 2,000,000》
○県単公共事業費（保全費）	1,000,000
	(政調上乗せ 1,000,000)
○公共事業関連調査費	200,000
	(政調上乗せ 200,000)

(2) 安心で良質な地域医療の確保について

県民誰もが生涯にわたり、地域において元気で健やかな生活が送れることを望んでいる中であって、がんが死因の第1位であり、脳血管疾患や心疾患の年齢調整死亡率、女性の平均寿命等が全国ワースト上位にあることから、県民がどの地域に住んでいても、良質で適切な医療を受けられるよう医療提供体制等の充実強化を図ること。

(重点事業)

○小児救急電話相談事業費	3,581
○がん診療連携拠点病院等整備事業費	5,333

(3) 交通事故抑止及び警察基盤の強化について

県民の安全・安心を確保していくことは、行政の最も大きな役割の一つであることから、災害や非常事態への迅速かつ的確な対応や、犯罪の撲滅、事故のない安全な交通環境づくりを推進すること。

(重点事業)

○交通情報板整備費	70,860
○新型携帯用無線機等整備費	71,490

2. 農業の振興について

本県農業の発展を図るため、農業・農村の持つ多面的機能の発揮のための地域活動に対し、地域の要望を踏まえながら積極的に支援し、農村地域の資源の保全はもとより、集落活動の質的向上を図ること。

(重点事業)

○多面的機能支払事業費	156,556
-------------	---------

3. 行政改革の推進に当たって

「とちぎ行革プラン」において、下野市に移管を予定している「しもつけ風土記の丘資料館」や、那珂川町に移管を予定している「なす風土記の丘資料館」について、市町へ移管後、修繕等による財政負担や施設管理上支障が生じることな
いよう、施設の現状を的確に把握し、関係市町と協議の上、適切に対応すること。

(重点事業)

○しもつけ風土記の丘資料館改修費	75,081
○なす風土記の丘資料館改修費	87,808

計 13重点事業 4,508,315 千円

(政調上乗せ 2,200,000 千円)

《ゼロ県債 2,000,000 千円》

Ⅱ 政策要望事項

1. 県内経済の活性化について

(1) 企業誘致について (☆足利市からの要望を踏まえて)

本県は、これまで地域経済への波及効果が大きい企業等の県内への立地を進めてきたところであるが、北関東自動車道や圏央道などの整備に伴う社会経済環境の変化や企業ニーズ等も踏まえ、今後、企業の立地需要が見込める地域において、地元市町と連携を図り、新たな産業団地の造成及び戦略的な企業誘致の推進に努めていくこと。

(2) 雇用対策について

各種指標によると本県経済は緩やかに回復しているとされているが、雇用情勢に目を向けると、本年6月の本県の有効求人倍率は0.99倍で、前月を0.02ポイント上回ったものの、全国平均の1.10倍を下回り全国28位であり、依然として厳しい状況が窺える。

成長が期待される分野をはじめ、新たな雇用機会の創出と能力開発に鋭意取り組むこと。

2. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 災害に強いとちぎづくりの推進について (☆予算要望)

本年は、7月から8月にかけて相次いで台風が接近・上陸し、これに伴う記録的な大雨等により、全国各地で死傷者や住家損壊など多くの災害が発生した。

県内でも、6月8日の集中豪雨により足利市の山川アンダーが冠水し、自動車2台が水没する事態が発生し、宇都宮市でも記録的なゲリラ豪雨により2夜連続で道路冠水による通行止めが生じた。

更に、8月の台風11号に際しては、竜巻により住家損壊や倒木に伴う道路通行止め等が発生したところであり、これらの災害は、何時どこで発生しても不思議ではない状況にある。

そのため、地震・豪雨等による災害を未然に防ぐための道路の落石対策や冠水対策、河川の堤防整備などの防災対策や、災害発生時にも被害を最小化し、早期復旧を図るための減災ネットワーク道路の整備や河川の堆積土除去などの減災対策を加速すること。

(2) 社会資本の長寿命化対策の推進について

高度経済成長期に集中整備された社会資本において急速に老朽化が進行しており、県民の日常生活や経済活動を脅かしかねない状況となっている。

このような中、橋梁・トンネル等の主要施設を中心に、現状を正確に把握し、老朽化の著しい施設の重点的な修繕や施設全体の計画的な長寿命化対策を講じ

ていくことが強く求められている。

このため、県民の日常生活に直結する社会資本全般について点検・診断を進めるとともに、劣化・損傷が確認された施設の修繕対策を早急に講じること。

併せて、将来的な維持管理・更新経費の平準化に向けた長寿命化修繕計画の策定を進めるとともに、それを踏まえた実効性あるアクションプログラムを検討するなどにより、修繕・更新の計画的な実施を図ること。

(3) 社会資本の適切な維持管理について（☆予算要望）

県民の安全で豊かな暮らしや活力ある経済活動を支える上では、社会資本の維持管理を的確に実施していくことが必要不可欠である。

しかしながら、今年度における記録的大雨の発生に伴う対応や国交付金の配分減少等により、草刈や舗装修繕など身近な箇所の維持修繕が行き届いていない例が散見される。

そこで、社会資本の適時適切な維持管理を求める県民ニーズは非常に高いことを踏まえ、維持管理を的確に実施していくこと。

(4) 地域建設業の担い手確保について

東日本大震災の復興事業が本格化していることに加え、東京オリンピック開催に伴う社会資本整備の推進など、建設需要が高まっている。その役割を担う建設産業では、就業者の高齢化や新たな担い手が確保できないことなどにより人手不足が深刻化している。

今後、防災・減災対策や社会資本の長寿命化を着実に推進するため、厚生労働省所管の「地域人づくり事業」等により、建設技術・技能の伝承とともに、担い手の確保・育成に取り組むこと。

(5) 観光立県とちぎづくりを支える県土整備について

本県には、日光や那須などの国際的な観光地を有するとともに、地域毎に豊かな自然や歴史に彩られた身近な街並みなどが多数存在する。これらの観光資源を最大限に活かし、観光立県とちぎづくりを推進するためには、県内の連携・交流ネットワークを構築するなどにより、アクセス性・周遊性を高めていくことが必要である。

については、広域的な連携・交流を支える幹線道路ネットワークの整備やミッシングリンクの早期解消等、ハード整備を図るとともに、適切な案内標識の設置や駐車場案内等のソフト施策についても効果的に推進すること。

(6) 食の安全・安心の確保について

これまで、食の安全・安心の確保については、牛伝達性海綿状脳症（BSE）対策、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒対策、食品中の放射性物質対策など、国を挙げて積極的な取組を進めてきている。

しかし、使用期限が切れた食肉を原材料とした外国産加工食品が日本国内に出

回るなど、未だ食に関する様々な問題が繰り返し発生しており、食の安全・安心の確保に対する県民の要請は一段と強まってきている。

そのため、より一層、国や関係機関と連携を図りながら、食の安全・安心を確保することはもとより、将来にわたり安定的に安全な食を供給するため、消費者と農業者の顔が見え信頼や安心が得られ、さらには地域の活性化につながる地産地消の推進を図ること。

(7) 危険ドラッグの撲滅について(☆)

最近、危険ドラッグを使用し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件だけでなく、危険ドラッグ使用者による交通死亡事故をはじめ二次的な犯罪が全国で相次いで発生している。

本県でも7月、危険ドラッグを販売目的で保管していた男らが薬事法違反容疑で逮捕される事件が発生した。

国においては危険ドラッグを取り締まるため、「薬事法」の改正を行い、1,300種類以上の危険な薬物を指定薬物に指定し、「製造」「輸入」「販売」「授与」だけでなく「所持」「購入・譲り受け」「使用」を禁止することとしたが、現状は、巧みに法規制を逃れる危険ドラッグも多数存在している。

危険ドラッグは、安価であるだけでなく、「合法ハーブ」「脱法ハーブ」という呼称であったことから「法の範囲内」という一種の安心感から若年者への蔓延が懸念されており、より具体的かつ早急な対応が求められていることから、条例により規制強化を図ること。

(8) 居所不明児童について

厚生労働省の調査によると、5月1日時点で、本県内の居所不明児童は10市71人だったが、その後47人の所在が把握でき、7月17日時点では、8市24人の詳細が不明とのことである。

この人数は、市町村の住民基本台帳に記録されている18歳未満の子供のうち、母子保健、児童福祉、市町教育委員会の各担当が「居住実態が把握できない児童」として把握している数をまとめたものであり、調査の限界も指摘されている。そこで居所不明児童の把握体制及び方法の確立を図ること。

(9) 消費者行政の充実強化について

消費者が巻き込まれるトラブルは複雑・多様化しており、特に高齢者を狙った悪質商法のトラブルは増加の一途をたどっているため、事業者の指導強化を図るとともに消費者への啓発に積極的に対応すること。

また、還付金詐欺、投資関連詐欺等の特殊詐欺についても、今年上半期の被害額が過去最悪の約6億8千万円となり、非常に憂慮される事態であることから、悪質商法等に関する県民への情報提供や啓発の充実を図り、消費者被害を未然に防ぐとともに拡大防止に努めること。

(10) 放射線問題への対応について

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の実施について、本県は空間放射線量の実態に即した効果的な除染メニューの適応を国に求めてきたところである。今般、本県市町が独自に負担した住宅除染の表土除去に係る経費について、震災復興特別交付税による財政措置が講じられることとなったことは、今日までの国への働きかけの成果と評価する。

今後も除染事業や健康影響へのリスク管理、出荷制限にある農林水産物等の制限解除、指定廃棄物の適正な管理、風評被害対策等の諸問題解決に向け積極的に取り組むとともに、国に対し必要な措置を強く求めていくこと。

(11) 防災意識の高揚について

頻発する自然災害に対して気象の変化など基本的な知識を身に付け、的確に自らの身を守ることが出来るよう、広く県民の防災意識を高めるため、積極的に対応すること。特に、児童生徒及び教職員に対して防災教育の充実を図るとともに、各学校ごとに災害発生時の行動計画を策定・再確認し避難訓練を実施するなど、常に災害に対する意識の高揚を図ること。

3. 保健・医療・福祉対策について

(1) 子どもの貧困対策について

我が国の子どもの貧困率は、18歳未満の子どもで16.3%でありOECD加盟34か国中で高い水準にある。また、子どもがいる現役世帯の貧困率も15.1%であり、そのうち、ひとり親世帯では54.6%であるなど、早急に対策を講じる必要がある。

本県においても子どもの貧困の現状を把握し、子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されないよう経済的な支援や教育的な支援など、市町村と連携してきめ細かな支援体制を整備できるよう子どもの貧困対策計画を策定すること。

(2) 児童虐待への対応について(☆)

児童虐待に対する相談件数は年々増加傾向にある。特に、身体的な虐待やネグレクトが増加し、また、虐待を受けた児童のうち、小学校6年生までに受ける割合が80%を超えるなど深刻な社会問題となっている。

そのため、本県では小山の事件から10年が経過する中で、児童相談所の体制強化など、他県の事例なども十分に参考にしながら各種施策の充実を図ること。

また、栃木県子ども・子育て審議会児童処遇部会が検証し再発防止に向けた提言も十分に踏まえ、今後の積極的な対応策を早急に図ること。

(3) 看護・介護職員等の人材確保について

超高齢社会を迎え、看護・介護分野において、在宅医療・介護が推進される中、人材不足が深刻となり大きな社会問題となっている。

このため従来の養成所の支援に加え、人材育成の研修や職場における子育て支援、未就業の有資格者の再就職促進など総合的な人材確保対策を強化すること。
特に介護職員の処遇改善については、国に対して積極的に要望すること。

(4) 医療・介護サービスの提供体制の充実について

団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎える2025年を見据えて、県内全地域で必要なサービスが確保され安心して暮らすことが出来る地域社会を創るため、国が創設した医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度を積極的に活用すること。

(5) 結婚、妊娠・出産、子育てへの継続的な支援について(☆)

本年5月、「日本創成会議」から、全国の自治体の約半数が消滅の可能性がある、本県でも6市町が該当するとの報告がなされた。また全国知事会においては、少子化非常事態宣言を取りまとめ、対策強化に向けた3本の柱が打ち出されるなど少子化対策の重要性がクローズアップされている。

現在、県では、「子ども・子育て支援プラン(仮称)」の策定作業を進めているが、来年度から本格スタートする子ども・子育て支援新制度をはじめ、次世代育成支援の総合的な推進、母子保健対策などについて十分検討し、結婚、妊娠・出産、子育てへの継続的な支援として実効性のある計画とすること。

また、こども医療費助成制度は、子どもの疾病の早期発見・早期治療・重篤化の防止や子育て家庭の利便性の向上など、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに大きな効果が期待されることから、現物給付について対象年齢の引き上げを図ること。

4. 農林業の振興と環境対策について

(1) 自然災害への対策について(☆)

8月10日に鹿沼市、壬生町、栃木市で発生した竜巻により、本県の農産物及び農業施設等に大きな被害が発生した。

本年2月の大雪による災害には、県は、国の支援制度や県農漁業災害対策特別措置条例等を活用し、農業用ハウスの撤去・再建等に対し、特例的な支援措置を講じたところであるが、今回の竜巻による被災農業者に対しても、経営安定や農産物の生産力維持と安定供給を図るため、先の大雪被害対策に準じた支援措置を講じること。

また、現条例では近年多発する自然災害に対応できないケースもあることから、今後、条例の見直しについても検討すること。

さらに、農業者に対する被害軽減を図るための技術指導などの対策を講じるとともに、農業者に対し、農作物や園芸施設等の農業災害補償制度の加入促進に努めること。

加えて、先の大雪による森林・林業被害に対し、二次被害を防止するため、着

実な復旧を図るとともに、公益的な機能を有する森林を早期に再生できるよう、森林所有者へのきめ細やかな支援に努めること。

(2) 農林業の基盤整備等に向けた予算確保について

力強い農林業を推進するためには、農地の大区画化や汎用化に向けた整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化、林業再生のための路網整備並びに防災・減災対策のための治山施設整備が必要であるが、国の平成26年度当初予算の割当は、本県の要求額の7割程度に止まっており、計画的な事業執行への支障が生じていることから、農林関係公共事業（農山漁村地域整備交付金等）の予算確保に向け国への要望を行うこと。

(3) 園芸の生産振興について

本県農業の牽引役である園芸の振興を図ることが重要なことから、本県の立地条件を活かしながら園芸生産の拡大に取り組むとともに、将来を見据え先端技術を導入した次世代型の施設園芸について調査研究すること。

(4) 県産出材の利用促進について

円安傾向により外材に対抗できる環境下にあることから、とちぎ材の家づくり支援事業を県民に積極的に周知するほか、今後整備される総合スポーツゾーンなどの県有施設への県産出材の利用を積極的に推進するなど、県産出材の利用促進を図る取組を一層進めるとともに、素材の供給量の拡大により本県林業再生の取組を進めること。

(5) 福島原発事故対策について

① 原発事故の放射性物質による農産物の出荷制限や風評被害による損害について、迅速かつ十分な支払いが講じられるよう、国や東京電力に対して引き続き要請すること。

また、放射性物質に係るモニタリング検査や除染など、農林水産物の安全安心の確保に向けた対策の実施に努めるとともに、消費者への安全安心のPRと販売促進に取り組むこと。

② 原発事故に伴い深刻な被害を受けているきのこ生産者に対し、一時保管されている汚染された乾しいたけの早期処分やしいたけ原木林・ほだ場の除染、更なる出荷制限の解除に向けて積極的に支援する一方、山林の除染については、国との協議を進め一刻も早く着手すること。

(6) 馬頭最終処分場について

本県における管理型産業廃棄物最終処分場の早期着工に向けた着実な事業の推進を図ると同時に、「環境と共生するまちづくり」を進める那珂川町との緊密な連携の下、引き続き実効ある地域振興策への支援を講じること。

(7) 指定廃棄物最終処分場について

喫緊の課題である指定廃棄物の早期処分に向けて、処分場の県内施設について、詳細調査を実施する候補地に対して、国の責任ある対応を求めるとともに、県としても候補地選定の経過などの検証等に努めていくこと。

5. 教育行政の充実について

(1) いじめ問題の取組強化について

「いじめ防止対策推進法」が定める地方公共団体の責務に鑑み、本県はいじめの問題については、認知件数が依然として高い状況にあることを真摯に受け止め、積極的な対策を講じること。中でも、県、市町、学校、地域、家庭その他の関係者がより連携を図り、いじめの根絶に向け、特に未然防止の対策に果敢に取り組むこと。

(2) 少人数学級の充実について

学校現場においては、個別に支援が必要な児童生徒の増加もあり、従来以上に児童生徒と向き合う環境を作っていくことが求められている。教員の指導力を最大限に発揮するためにも、国が来年度に向けて検討している教員定数に係る新たな方針等も踏まえながら、本県が推進してきた独自の少人数学級について更なる推進を図ること。

(3) 学校の災害に対する危機管理について

県内で頻繁に発生している竜巻等による災害により、学校施設の窓ガラスが飛散するなど極めて危険な状況が散見された。

窓ガラスについては飛散防止フィルムを貼付する等の対応が考えられるが、市町により取組がまちまちである。児童生徒の安全を確保する上からも全校で取り組む必要があることから、県は、補助制度の活用も含め学校の災害に対する危機管理について周知徹底を図ること。

(4) 魅力と活力ある県立高校（学校）について

少子高齢化による急速な生徒数の減少や意識の多様化により、本県教育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、時代に即して教育環境を整備することが求められている。

このため、時代の要請や生徒の多様な学習ニーズに沿った、魅力と活力ある県立高校を目指して「県立高校再編計画」が進められて来たところである。

しかし、魅力と活力ある高校（学校）づくりのためには、各学校の特色化と個性化を推進し、創意と工夫に富んだ教育環境の整備をソフト・ハード面から取り組まなければならない。

そのため、各校における取組みの課題や問題点を学校関係者ととともに検証し、更なる各校の魅力と活力ある県立高校（学校）づくりに努めること。

6. 警察行政について

(1) 振り込め詐欺を撲滅するための取組について

県内の振り込め詐欺の被害情勢は、警察当局や金融機関等による被害防止のための懸命の取組にもかかわらず、本年上半期の被害件数は前年同期比で120%以上増加しており、被害額も約86%増加の約3億3千万円に上るなど、依然として深刻な状況にある。

振り込め詐欺を防止するため、被害が多い高齢者層に対する注意喚起等の更なる強化を図る必要があり、とりわけ、架電による注意喚起は、その効果が期待できることから、現在の取組の充実も含めて、民間委託方式によるコールセンターの設置を検討すること。

併せて、高齢者が詐欺の電話を受ける機会を減少させるため、被害を防ぐ機器の導入も検討するなど、なお一層の取組強化を図ること。

(2) 交通事故抑止対策について

本県の交通事故死者数は、8月18日現在、前年同期比6人増の67人と、依然として高止まりの状況にあることから、交通死亡事故抑止に資する交通指導取締りを一層推進すること。

また、自動二輪車による中高年の死亡事故が増加している点やシートベルトを着用していれば助かったであろう方が13人もいるといった深刻な状況にあることから、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた対策をより一層強化すること。